

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	山陽電気鉄道株式会社			コード	9052
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/18		
独立役員届出書の提出理由	第136回定時株主総会で、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	長尾 真	社外取締役	○										○	○			有
2	佐藤 陽子	社外取締役	○												○		有
3	秦 雅夫	社外取締役	○									○	○				有
4	香川 次朗	社外取締役	○												○	新任	有
5	高田 厚	社外取締役	○										△			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	長尾真氏は神姫バス株式会社の代表取締役社長であります。当社代表取締役会長である上門一裕は同社の社外取締役として選任されており、相互就任の関係にあります。役員を相互に派遣しているのは、両社とも兵庫県南部において交通事業等を営んでいることから、経営について助言し合うことが両社にとって有益であると判断したからであります。また、当社は同社と不動産の賃貸借に関する取引がありますが、当該取引は近隣の取引事例等を勘案して決定しており、取引額も僅少で特別な利害関係はありません。	長尾真氏は神姫バス株式会社の代表取締役社長であり、会社の経営に関する幅広い経験と交通事業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しております。なお、神姫バス株式会社は当社と不動産の賃貸借に関する取引がありますが、当該取引は近隣の取引事例等を勘案して決定しており、取引額も僅少で当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。また、長尾氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためであります。
2		佐藤陽子氏は公認会計士佐藤陽子事務所の所長であり、公認会計士としての豊富な経験と見識を有し、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためであります。
3	秦雅夫氏は当社の主要株主である阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社は同社と鉄道列車の相互直通運転を行っておりますが、特別な利害関係はありません。	秦雅夫氏は阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、会社の経営に関する幅広い経験と交通事業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しております。なお、阪神電気鉄道株式会社は当社の主要株主（持株比率17.38%）ですが、同社と鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引は実費精算であり、取引額は僅少で当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。また、秦氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためであります。
4		香川次朗氏は、会社の経営に関する幅広い経験と不動産業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有し、香川氏個人と当社との間で特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためであります。
5	高田厚氏は株式会社三井住友銀行の出身であり、当社は同社と借入等に関する取引がありますが、有利子負債残高に占める同社への借入依存度は突出していないことから、特別な利害関係はありません。	高田厚氏は神戸土地建物株式会社の代表取締役社長であり、会社の経営に関する幅広い経験と不動産業を営むことによって培ってきた豊富な見識に加え、財務等にかかる知見を有しております。なお、高田氏は株式会社三井住友銀行の出身であり、当社は同社と借入等に関する取引がありますが、有利子負債残高に占める同社への借入依存度は突出していないことから、当社の経営に重大な影響を与えるものではありません。また、高田氏個人と当社との間で特別な利害関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を確保していると判断したためであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。